

中国における野生動物利用の法的転換 —キョンの管理と資源利用をめぐる考察—

汪 斐然

一般社団法人 全日本鹿協会

Legal Transformation of Wildlife Utilization in China: Perspectives on the Management and Resource Use of Reeves's Muntjac

Feiran Wang

Japan Deer Society

要旨

中国では古来よりキョンなどの野生動物を資源利用されてきた。かつてキョンは「薬食同源」の文化に基づき、人工飼育を通じた合理的利用が推奨されてきた。しかし、2020年の新型コロナウイルス発生に伴って、中国政府は野生動物に関する法を改正した。食用目的の利用は全面的に禁止され、保護と公衆衛生を最優先とする「厳格な用途管理」へとシフトした。現行法下でも、薬用や皮革等の非食用目的に限り、登録・識別制度を通じた利用の道は残されている。しかし、実際には規制により一旦はほぼ壊滅した産業の再興には大きな障壁があり、また密猟の継続といった課題が根強く残っている。保護と資源利用の両立には、個体識別システムの精度向上と透明性の高い流通監視体制の構築が急務である。

キーワード: キョン、野生動物保護法、中国、資源利用

Keyword: *Reeves's muntjac, Wildlife Protection Law, China, Resource utilization*

I. はじめに

キョンは中国においてホエジカ属の中で最も広範な分布域を持つ動物として、

古来より資源利用されてきた。しかし、2020 年の新型コロナウイルス (COVID-19) のパンデミックを契機として、中国の野生動物保護法制はより厳格な管理姿勢となった。この変化は、キョンをめぐる野生動物の管理・利用の実態に直接的な影響を及ぼしている。本研究では、近年の中国における野生動物関連法規の改正のプロセスを整理するとともに、キョンに着目し、キョンの中国における分布、利用、および今後の持続的な利用をめぐる課題と展望について考察する。

II. 中国におけるホエジカ属の分布状況

中国には 7 種のホエジカ属 (*Muntiacus*) が分布している (表 1)。このうちホエ

表 1. 中国に分布するホエジカ属

分類	種名(和名)	学名	主要分布地域	保護レベル	中国脊椎動物 レッドリスト
固有種	キョン	<i>Muntiacus reevesi</i>	中国南部	三有動物	VU
	マエガミホエジカ	<i>Muntiacus crinifrons</i>	安徽、浙江、江西、福建省	I 級	EN
	ゴンシャンホエジカ	<i>Muntiacus gongshanensis</i>	雲南省、チベット南東部	II 級	EN
	—	<i>Muntiacus nigripes</i>	海南省	II 級	未登録
外来種	ホエジカ	<i>Muntiacus muntjak</i>	中国南部		
	トビイロホエジカ	<i>Muntiacus feae</i>	チベット東南部、雲南省北西部		
	ブタホエジカ	<i>Muntiacus putaoensis</i>	チベット南部		

筆者作成

ジカ (*M. muntjak*)、トビイロホエジカ (*M. feae*)、およびブタホエジカ (*M. putaoensis*) の 3 種は外来種である。ホエジカは中国南部に広く分布し、主に広東省、広西チワン族自治区、海南、雲南、四川、貴州省、重慶市などで確認されている。トビイロホエジカはチベット東南部および雲南省北西部に、ブタホエジカはチベット南部に分布する^{1, 2)}。

マエガミホエジカ (*M. crinifrons*)、ゴンシャンホエジカ (*M. gongshanensis*)、*Muntiacus nigripes*、およびキョン (*M. reevesi*) の 4 種が固有種である。マエガミホエジカ (中国語名：黒麂) は安徽、浙江、江西、福建省に分布している³⁾。現在は国家 I 級重点保護動物に指定されている⁴⁾。ゴンシャンホエジカ (中国語名：貢山麂) は、雲南省北西部の貢山周辺からチベット南東部にかけて分布し、1990

年に新種として命名された、国家Ⅱ級重点保護野生動物であり⁵⁾、マエガミホエジカと同じく「中国脊椎動物レッドリスト」では絶滅危惧種(EN)と評価されている⁶⁾。*Muntiacus nigripes*(中国語：海南麂)は、中国の海南島にのみ分布する。2021年に新種として認められ、国家Ⅱ級重点保護野生動物に指定された⁷⁾ 注¹⁾。

キョン(中国語名：小麂)はこの7種のホエジカ属の中で最も広く分布する種であり、中国の浙江、江西、福建、広東、湖南、湖北省、広西チワン族自治区、四川省東部、雲南省東部など、低地から標高1,500m以下の低山地帯に生息する⁸⁾。しかし、生息地の森林面積の縮小や濫獲により個体数の減少が認められ^{9,10)}、「中国脊椎動物レッドリスト」では危急種(VU)と評価されている⁶⁾。

Ⅲ. キョンの資源利用

中国におけるキョンの利用は多面的である。明の李時珍による「本草綱目」注²⁾では、キョンの肉と骨の食・薬としての利用や、キョン皮の皮革としての利用についての記述がある。清の「随息居饮食谱」注³⁾の中にもキョン肉を「甘平補気、暖胃耐飢(気を補い、胃を温め飢えに耐えさせる)」と評し、日常的な滋養強壮における機能性をより具体的に述べている注⁴⁾。このように、キョンは単なる野生動物ではなく、中国の「薬食同源」および「皮革工芸」の文化と結びついた資源動物であった。

1950年代以降、皮や肉の利用を目的とした野生キョンの捕獲は継続して行われてきた。全国データは欠いているものの、主要分布域である浙江省では、1954～1958年のホエジカ属の年間平均捕獲頭数は53,400頭であった。しかし、この平均捕獲頭数が1975～1979年には19,880頭にまで減少し、1950年代の37.2%に過ぎなかった。この減少の8割強がキョンによるものであった⁹⁾。

キョンは特定の繁殖季節を持たず、通年繁殖が可能であり、妊娠期間は約7ヶ月、出産後数日で再受胎が可能という繁殖特性から¹¹⁾、産業動物としての人工飼育が試みられた。飼育が容易であり、低コストかつ高収益のため、2020年まで、キョンの分布地域において林下経済注⁵⁾として、肉食用と革用に繁殖されていた。2014年の浙江省の農家のキョン一頭当たり(約10kg)の純利益は2,000元(約4万円)であったが²⁴⁾、2019年の雲南省では一頭あたりの純利益が7,000

元(14 万円)に達していた²⁷⁾。しかし、密猟の野生個体を人工飼育個体と偽って販売するなどの不正行為が常態化し、問題となっていた^{12, 13)}。

IV. キョンにかかわる中国の野生動物関連法律・法規の変遷

野生動物に関わる主要な法律法規の変遷およびキョンに関わる主な法的変遷